

群馬コンベンションセンター積算電力量計更新工事 入札説明書

令和7年10月

群馬県産業経済部戦略セールス局eスポーツ・クリエイティブ推進課

群馬コンベンションセンター積算電力量計更新工事に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年10月21日（火）

2 入札執行者 群馬県知事 山本 一太

3 契約担当課 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県産業経済部戦略セールス局 e スポーツ・クリエイティブ推進課施設活用係
（県庁舎11階北フロア）

電 話 027-898-2705

4 入札に付する事項

(1) 件名 群馬コンベンションセンター積算電力量計更新工事

(2) 仕様 「群馬コンベンションセンター積算電力量計更新工事 仕様書」のとおり

5 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度の競争入札参加資格者（工事及び役務提供（保守管理）または建設コンサル（建築関係建設コンサルタント業務）及び役務提供（保守管理））に登載されている者であること。
- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- ~~(7) 当該工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。~~
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (9) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している建設業者であること。(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- (10) 工事を執行する者が第二種電気工事士の資格を有すること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記5の資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書等（以下「入札参加申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加申請書等を提出できない者は、この公告の入札に参加できない。また、入札参加資格がないと認められた者のした入札は無効とする。

なお、提出された入札参加申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 提出期間 令和7年10月21日（火）から令和7年10月24日（金）までの群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く毎日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 提出場所 上記3に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの期限まで必着のこと。また、封筒に「群馬コンベンションセンター積算電力量計更新工事 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (2) 提出書類は次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 担当者届（様式第3号）

エ 消費税等に関する課税（免税）事業者届出書（様式第8号）

オ 第二種電気工事士の有資格者であることを証明する免状等の写し

- (3) 入札参加申請書等に基づく審査結果は、開札後、落札者（詳細は17で後述）のみに対し、メールにより通知する。

- (4) その他

ア 入札参加申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は、提出された入札参加申請書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 入札参加申請書等は返却しない。

エ 提出期限日以降における入札参加申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札説明書に関する質問

- (1) 入札説明書に関する質問は、簡易な内容を除き、文章により提出するものとする。
 - ア 提出期限 令和7年10月21日（火）から令和7年10月24日（金）までの休日条例第1条に規定する休日を除く毎日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。
 - イ 提出様式 質問票兼回答票（様式第7号）
 - ウ 提出方法 メール送付とする。
- (2) 質問に対する回答は、令和7年10月29日（水）までに、入札への参加を希望し入札参加資格を有する者に対しメールにより回答する。

9 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和7年11月6日（木）午前9時00分から
- (2) 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県庁25階 251会議室
- (3) その他 競争入札の執行にあたっては、入札書（様式第6号）を封書にし、工事費内訳書（14で後述する。）とともに持参すること。代理人に入札をさせる場合には、委任状（様式第4号）を持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札の方法 入札者又はその代理人の直接持参による入札。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状（様式第4号））を入札時に提出し、入札書（様式第6号）に代理人について記名押印を行うこと。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (4) 入札書記載金額について
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (6) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。第2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

11 最低制限価格

設定しない。

1 2 入札保証金

免除する。

1 3 契約保証金

免除する。

1 4 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、第 1 回目の入札に際し、「【参考】工事費内訳書」を参考にし、工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。

1 5 開札

開札は、9 に掲げる日時において、入札者を立ち合わせて行う。この場合に立ち会わない入札者があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。

1 6 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 7 落札者の決定方法

群馬県財務規則第 1 6 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1 8 契約書の作成

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 契約条項を示す場所及び日時

群馬県ホームページによりダウンロードするものとする。なお、ダウンロードできない場合は、上記3の場所で交付を受けること。

20 支払条件

(1) 前払金

保証事業会社と保証契約を締結したときは、請負金額の10分の4以内の額を前金払できる。

(2) 中間前払金

1回

(3) 部分払の回数

3回以内（請負代金が1,000万円を超えるもの）

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を1回減じる。

(4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

21 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。